

出典・データ一覧

P	本編P	出典	内容
1	5	法	地方公営企業法
2	6	法	水道法
3	6	法	水道法施行規則
4	9	佐世保市	自己資金の推移
5	16	(一社) 地方自治研究機構	企業債とは
6	16	決算状況調査	令和5年度決算状況調査 企業債残高対給水収益比率 比較
7	17	水道施設設計指針他	耐用年数、更新基準年、使用限界年
8	20	佐世保市	業務委託、効率化による効果（平成17年度以降）
9-10	20	国土交通省	ウォーターPPPの概要
11-12	21	佐世保市	漏水対応
13	23	水道統計	有効率比較
14	23	佐世保市	料金以外の収入を得る取り組み
15	27	決算状況調査	経常収支比率、料金回収率
16	28	水道料金算定要領	水道料金算定要領（資産維持費）
17-18	28	日本水道協会	水道料金制度に関する調査（アンケート）結果（概要版） 抜粋
19	32	水道料金算定要領	水道料金算定要領（料金算定期間）
20	33	佐世保市	漏水対策の経過（昭和50年度以降）
21	35	佐世保市	料金単価
22	42	佐世保市	財政シミュレーション（28%一律改定とした場合の向こう5年間）
23	43	各自治体HP	料金改定状況

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

（経営の基本原則）

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（経費の負担の原則）

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

（料金）

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）（抄）

（供給規程）

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 （略）

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

（以下略）

水道法逐条解説 抜粋

307 第14条 供給規程

容されていることから生ずる当然の原則である。本項第一号は、公正妥当であることの前提として、料金は、能率的な経営の下における水の供給に要する適正な原価を基準にして決定されるべきであるという原価主義を明らかにしたものである。

「能率的な経営の下における適正な原価」とは、水道事業者が公益事業としてなすべき正常な努力を行った上で必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう）を含むものとされており、これは総括原価と呼ばれている（規則一一条第一号）。総括原価は、規則一七条の四第一項の試算を行った場合にあっては、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものとされ（規則一一条第二号、その場合にあっては、料金は総括原価の算定期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされている（規則一一条第三号。総括原価の算定にあたって規則一七条の四第一項の試算を行う場合以外の場合にあっては、料金がおおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであることとされている（規則一一条第四号）。

地方公共団体以外の者が水道事業を営む場合の料金原価の算定方法は、地方公共団体が営む場合と同様に総括原価主義であり、地方公共団体による水道事業の経営を前提とした「支払利息と資産維持費との合算額（規則一一条第一号ロ）」の代わりに、電気事業やガス事業で用いられている「事業報酬の額」を用いることとされている。事業報酬の額には、支払利息や配当金等が含まれる（規則一一条の二第一号ロ）。

料金を決定するためには、総括原価の算定と、これを需要者に適正に配分する料金体系を設定する必要がある（規則一一条第五号、規則一一条の二第五号）。総括原価と料金体系の両面から判断する必要がある（規則一一条第五号、規則一一条の二第五号）。

第3章 水道事業 306

本条第二項は、水道事業者が定めることとされている供給規程の適合すべき要件について定めたものである。また、本項に定められた要件は、本条第七項において、地方公共団体以外の水道事業者が供給規程に定められた供給条件の変更を申請したときの認可の要件とされている。なお、供給条件が本項各号に掲げる要件に適合していることは、水道事業経営の認可及び事業の変更に係る認可の要件の一つとなっている（法八条五号・一〇条二項）。

供給規程の適合すべき要件としては、次のものが定められている。

（一）健全な経営を確保することができる公正妥当な料金（一）

1 料金の性格

水道料金は、水の供給の対価である。水道事業者が地方公共団体である場合には、「地方公営企業の給付について料金を徴収することができる」（地方公営企業法二一条）ことと規定されており、その料金は、公の施設の利用について徴収する「使用料」（地方自治法二二五条）としての性格を有するものとされている。なお、過料は、地方公共団体である水道事業者についての認められるものである（地方自治法二二八条二項）。

2 料金のあり方

供給規程に定められる料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなくてはならない。

「健全な経営を確保」とは、適切な資産管理に基づき、水道施設の維持管理や計画的な更新などを行うとともに、水道事業の運営に必要な人材を確保し、継続的なサービスの提供が可能となるよう、水道事業を営む状態をいうものである。

料金が「公正妥当なものであること」とは、水道事業者がその公益事業としての特性に鑑み地域的独占経営を許

水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）（抄）

（法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目）

第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を経営する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額

ロ 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額

二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。

三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

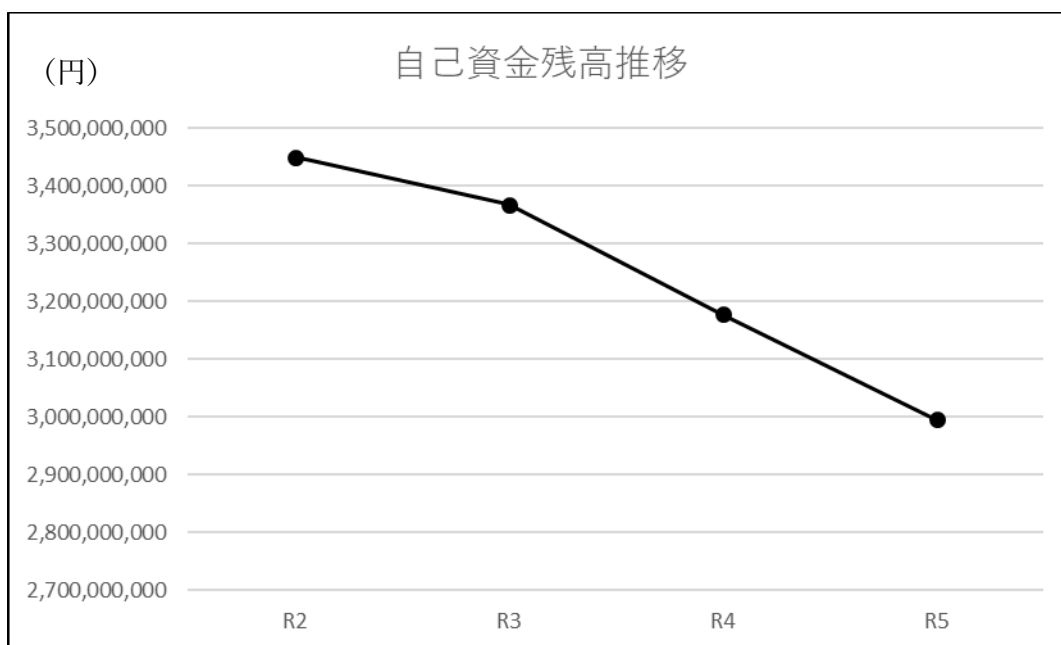
四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

自己資金の推移

単位：円

年度	前年度末自己資金 (a)	純利益他 (b)	資本的収支不足 (c)	年度末自己資金 (a+b-c)
R2	3,367,708,807	2,046,448,572	1,963,859,321	3,450,298,058
R3	3,450,298,058	2,065,721,225	2,147,630,499	3,368,388,784
R4	3,368,388,784	1,963,752,275	2,153,697,732	3,178,443,327
R5	3,178,443,327	1,846,986,233	2,029,732,000	2,995,697,560



企業債とは (一般財団法人地方自治研究機構)

公営企業債について

資料1

地方債の定義

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいい、その性格として次のような側面を有している。

- ① 地方公共団体が負担する債務であること
- ② 資金調達によって負担する債務であること
- ③ 証書借入又は証券発行の形式を有すること
- ④ 地方公共団体の課税権を実質的な担保とした債務であること
- ⑤ 債務の履行が一会計年度を超えて行われるものであること

地方債の対象経費

地方財政法第5条において、「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもってその財源としなければならない。」ことを原則とする一方、地方債を財源とすることができる経費を次のように定めている。

- ① 公営企業に要する経費
- ② 出資金及び貸付金
- ③ 地方債の借換えに要する経費
- ④ 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費
- ⑤ 公共施設又は公用施設の建設事業費等

※上記以外にも、他の法律による特例措置として地方債の対象とすることが出来る場合がある。

公営企業債

- ・ 公営企業の財源に充てるための地方債(公営企業債)は、建設改良費や準建設改良費等の公営企業に要する経費の財源とする場合であり、当該経費が合理的な期間内に、当該事業によって生じる収入及び合理的な範囲内における他会計繰入金等によって、確実に回収されることが見込まれるものについて同意等を行っている。
- ・ また、地方公営企業法第22条では、国は、地方公営企業の健全な運営を確保するため必要があると認められるときは、公営企業債の償還の繰り延べや借換え等につき、法令の範囲内において、資金事情が許す限り、特別の配慮を認めるものと定めている。

令和5年度地方公共団体決算状況調査 企業債残高対給水収益比率 類団65団体比較

団体名	給水収益(千円)	企業債現在高 (千円)	企業債残高対 給水収益比率(%)	順位
ひたちなか市	2,993,643	21,523,567	718.98	1
鉤路市	3,817,228	25,572,370	669.92	2
苫小牧市	2,523,691	16,186,373	641.38	3
長野県	3,300,496	19,945,470	604.32	4
沼津市	2,293,622	13,632,963	594.39	5
鳥取市	3,298,226	19,041,116	577.31	6
山口市	3,061,522	17,601,606	574.93	7
帯広市	2,845,740	15,975,803	561.39	8
佐世保市	5,312,130	28,338,601	533.47	9
弘前市	3,091,231	16,455,327	532.32	10
日立市	2,777,980	14,671,283	528.13	11
都城市	2,015,444	10,548,436	523.38	12
長野市	5,991,434	29,454,195	491.61	13
函館市	3,822,244	18,742,662	490.36	14
岸和田市	2,847,700	13,959,810	490.21	15
八千代市	3,054,775	14,862,287	486.53	16
米子市	2,673,416	12,493,908	467.34	17
宝塚市	3,443,567	15,746,026	457.26	18
呉市	3,964,691	17,118,517	431.77	19
徳島市	3,913,246	16,861,417	430.88	20
水戸市	5,124,807	22,076,050	430.77	21
伊丹市	2,699,517	11,064,793	409.88	22
松阪市	3,166,232	12,806,453	404.47	23
秋田市	5,913,930	23,195,075	392.21	24
小田原市	2,496,194	9,783,084	391.92	25
松江市	3,753,538	14,190,394	378.05	26
長岡市	4,478,027	15,976,000	356.76	27
鈴鹿市	3,614,743	12,429,744	343.86	28
宇治市	3,063,868	10,480,330	342.06	29
伊勢崎市	3,612,730	12,016,890	332.63	30
宇部市	2,807,501	9,314,385	331.77	31
加古川市	3,935,731	12,665,989	321.82	32
秦野市	2,131,648	6,527,853	306.24	33
福井市	4,001,540	12,112,755	302.70	34
寝屋川市	3,200,472	9,646,807	301.42	35
富士市	3,220,315	9,315,534	289.27	36
山形市	5,025,051	14,521,818	288.99	37
下関市	4,861,177	13,641,372	280.62	38
つくば市	4,809,350	13,426,233	279.17	39
青森市	5,172,041	14,328,032	277.03	40
磐田市	2,500,159	6,681,976	267.26	41
松本市	3,547,382	9,461,359	266.71	42
八尾市	4,737,830	12,498,201	263.80	43
熊谷市	3,937,990	10,311,584	261.85	44
津市	6,565,924	15,936,693	242.72	45
上越市	4,517,714	10,656,813	235.89	46
久留米市	4,252,726	7,917,836	186.18	47
刈谷市	1,877,070	3,477,294	185.25	48
春日部市	3,568,130	6,036,688	169.18	49
福島市	6,337,628	10,041,388	158.44	50

流山市	3,274,192	5,130,195	156.69	51
佐賀市	3,649,456	5,176,871	141.85	52
新座市	2,049,740	2,856,507	139.36	53
甲府市	4,256,204	3,361,768	78.99	54
上尾市	3,544,001	2,793,369	78.82	55
茨木市	4,364,874	3,428,197	78.54	56
川西市	2,738,049	1,981,319	72.36	57
和泉市	2,594,382	1,462,159	56.36	58
盛岡市	6,054,492	3,201,367	52.88	59
豊川市	2,613,230	1,167,999	44.70	60
草加市	3,586,784	1,482,549	41.33	61
佐倉市	3,305,258	1,323,353	40.04	62
久喜市	3,128,247	1,141,483	36.49	63
西尾市	2,589,272	782,441	30.22	64
安城市	2,681,682	731,441	27.28	65

経営の健全性を維持できる上限の比率
類団上位10団体の平均値

600.84%

本市の経営環境下で理想的な比率
類団上50団体の平均値

396.96%

耐用年数、更新基準年、使用限界年

管種		法定耐用年数	更新基準年	使用限界年
大口径管	ダクタイル鋳鉄管	40年	66年	79年
	鋳鉄管	40年	51年	77年
	鋼管	40年	66年	95年
小口径管	硬質塩化ビニル管	40年	80年	-
	ポリエチレン管	40年	80～100年	-

施設	法定耐用年数	更新の目安	法定耐用年数の例
構造物	60年	80～100年以上	浄水設備、配水設備
電気設備	15年	25年	電気設備 汽力発電設備・内燃力発電設備
機械設備	15年	35年	ポンプ設備・薬品注入設備
建築物	50年	90～100年以上	事務所用(鉄筋コンクリート造り)

業務委託、効率化による効果（平成 17 年度以降）

実施内容	時期	削減人数
窓口等委託	H17	-3
簡易水道統合	H18	-2
配水管等委託	H19	-3
給水装置効率化	H19	-1
下の原完了	H19	-1
水源地巡回等嘱託化	H19	-2
滞納整理委託	H19	-2
宇久再配分	H19	-1
柚木・広田浄水場運転管理業務委託	H21	-13
残留塩素等毎日検査業務の委託	H21	-2
機構改革に伴う効率化	H21	-2
広田監督一部嘱託化	H22	-1
追塩業務委託	H22	-1
小佐々地区維持管理業務の委託	H22	-1
江迎・鹿町合併効率化	H22	-2
中止清算委託	H23	-5
メーター管理委託	H23	-1
営業所再編	H23	-8
世知原巡回業務委託	H24	-1
業務一元化・効率化（北部・営業・水道事業）	H24	-4
山の田浄水場廃止	H25	-6
新山の田浄水場供用開始、広田浄水場業務効率化	H27	-7
破裂対応一部委託	H27	-2
	合計	-71

○単年度当たりの人件費削減額

令和 5 年度決算 平均人件費 7,748 千円

$$7,748 \text{ 千円} \times 71 \text{ 人} = 550,108 \text{ 千円}$$

管理・更新一体マネジメント方式の要件

①長期契約

○契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする。**

②性能発注

○**性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。
(性能規定の例)・処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること
・管路施設:適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。)

③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

④プロフィットシェア

○事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)
(プロフィットシェア^{*1}の例)
①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。
②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする^{*2}。

ケース	工事費	維持管理費	LC削減(プロフィット)	プロフィットシェア	
①	2削減		2	官 1	民 1
②		2削減	2	1	1

*1: プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。
*2: 「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

管理・更新一体マネジメント方式と既存方式の比較

項目		公共施設等運営事業 [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3、5]	複数年・複数業務による 民間委託 [レベル1～3]
運営権の設定	運営権の設定	有	無	無
		料金・使用料：自治体が収受 利用料金（PFI法）：運営権者が収受	料金・使用料：自治体が収受	料金・使用料： 自治体が収受
	料金（水道・工業用水道）・ 使用料（下水道）・ 利用料金（コンセッション）	料金・使用料：条例で定める 利用料金：条例で上限設定が一般的	料金・使用料：条例で定める	料金・使用料： 条例で定める
契約期間		10年～20年（実績ベース）	原則10年	3～5年程度
維持管理	原資	利用料金	（更新実施型）サービス対価 （更新支援型）委託料	委託料
	性能発注と支払いの 仕組み（例）	・水質と水量等を性能指標とし、性能が発揮されている限り、契約で定めた利用料金を収受する。 ・従業員数や資機材使用量等は民間の自由裁量で、期中のコスト削減分は、民間の利益となる。 ・性能基準を満たさない場合は、減額措置等あり。	（同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価もしくは委託料」に読み替える。） ※性能発注の徹底をガイドライン等で周知	仕様発注・性能発注
更新	原資	利用料金、民間資金、補助金、地方債 ※多様な組み合わせがある	（同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価」に読み替える。）	－
	支払い	・民間資金部分：利用料金で回収 ・補助金・地方債部分：出来高払い等	（同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価」に読み替える。）	－
	自由度の確保	・民間事業者が契約全期間、5年毎、毎年度の更新計画案を策定し管理者と協議、調整、合意する。 ・民間事業者が各工事を実施。	（更新実施型）同左 （更新支援型）例えば運営開始後3年毎に更新計画案を策定し地方公共団体に提供。	－
	プロフィットシェア	－	・契約後VEの活用等 （更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。）	－

渇水対応

・佐世保市渇水対策マニュアル 渇水レベルの各段階の主な内容

レベル0 … 通常時（低廉な取水運用が可能）

レベル1 … 初期警戒レベル。**ダム温存の運用**や情報収集等。

レベル2 … 警戒レベル。**渇水対策準備会議**を設置、**河川取水の調整**等。

レベル3 … 渇水対策準備レベル。**市民への注意喚起**のほか、各渇水対策の準備を開始。

レベル4 … 節水対策レベル。**渇水対策本部**を設置、**各種節水対策を開始**する。

レベル5 … **減圧給水制限・時間給水制限**を段階的に開始する。

※市内の各水系毎にレベルを設定し、諸対策を実行します。

レベル以降の主な判断基準
（南部水系の運用）

レベル
0→1 川棚川の水位が低下したとき
（観測地点で200mm付近）

レベル
1→2 さらに水位が低下したとき
（観測地点で170mm付近）

レベル
2→3 水位が低下激しく安定取水が
困難となったとき
（観測地点で130mm付近）

レベル
3→4 貯水率の低下が進み、節水
対策が必要となったとき

レベル
4→5 渇水状態が深刻化し、給水
制限が必要となったとき

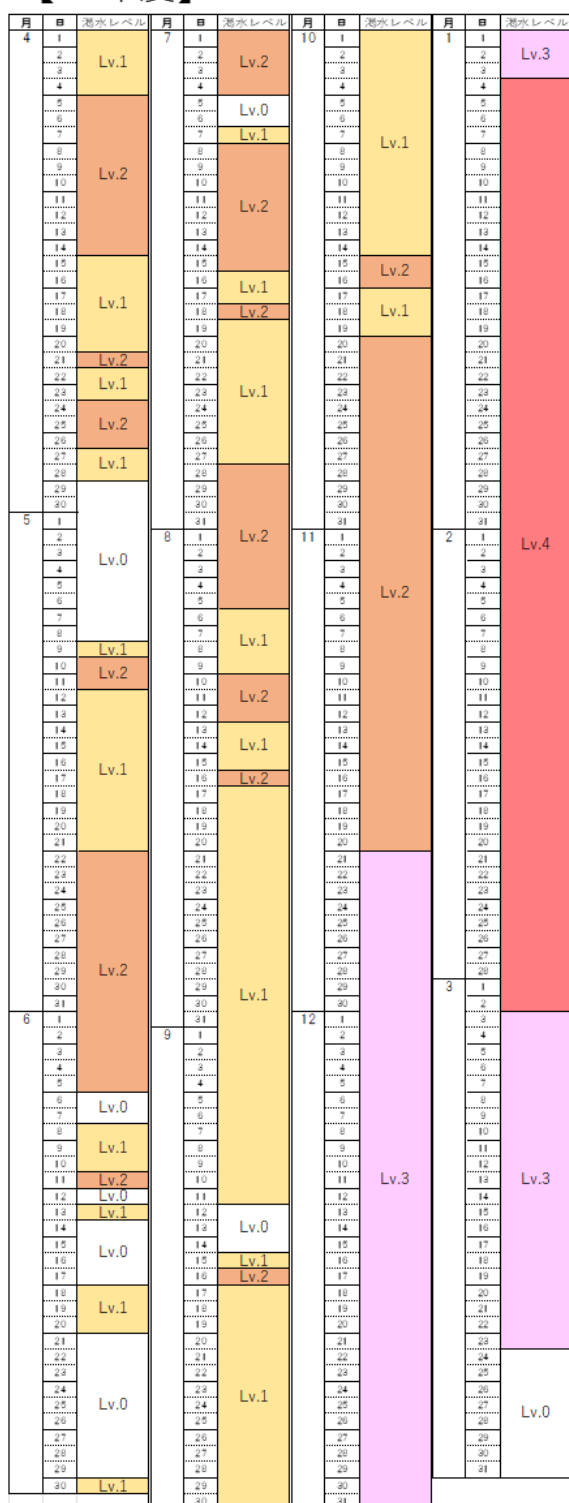
給水制限の内容

減圧給水制限 … 水圧を下げて、水の出を鈍くする給水制限

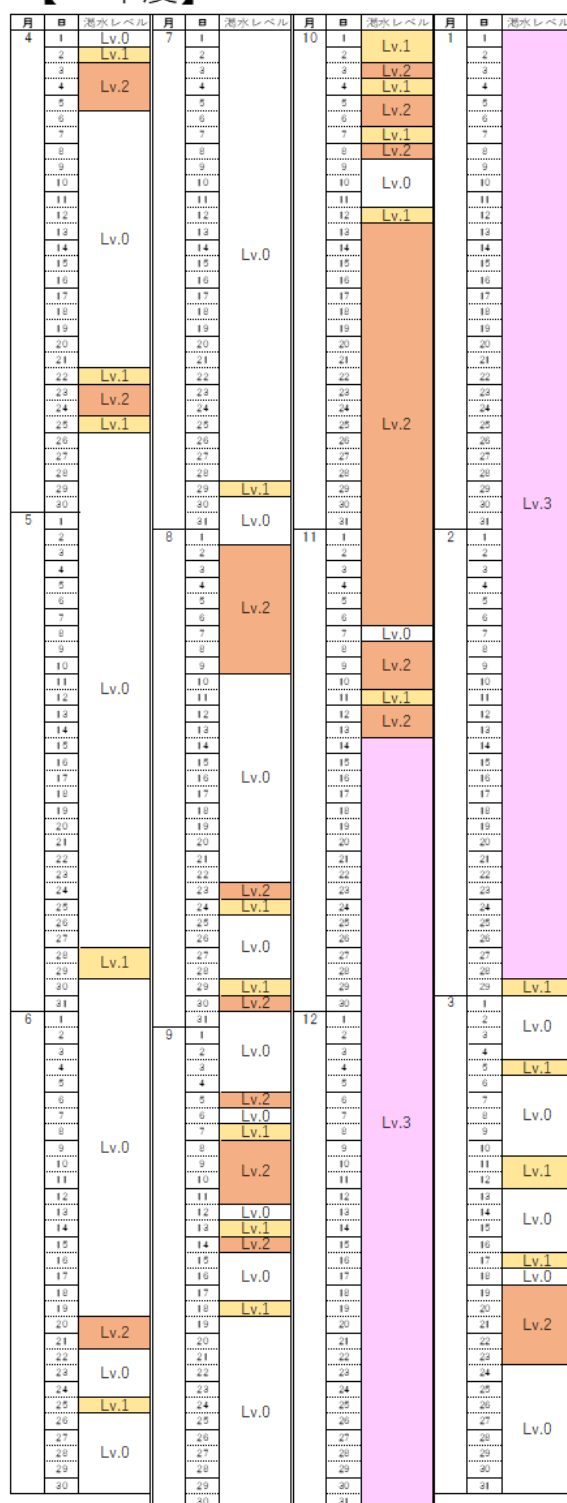
時間給水制限 … 給水時間を限定（断水）する給水制限

近年の渇水レベルの推移（R4～5年度 南部水系）

【R4年度】

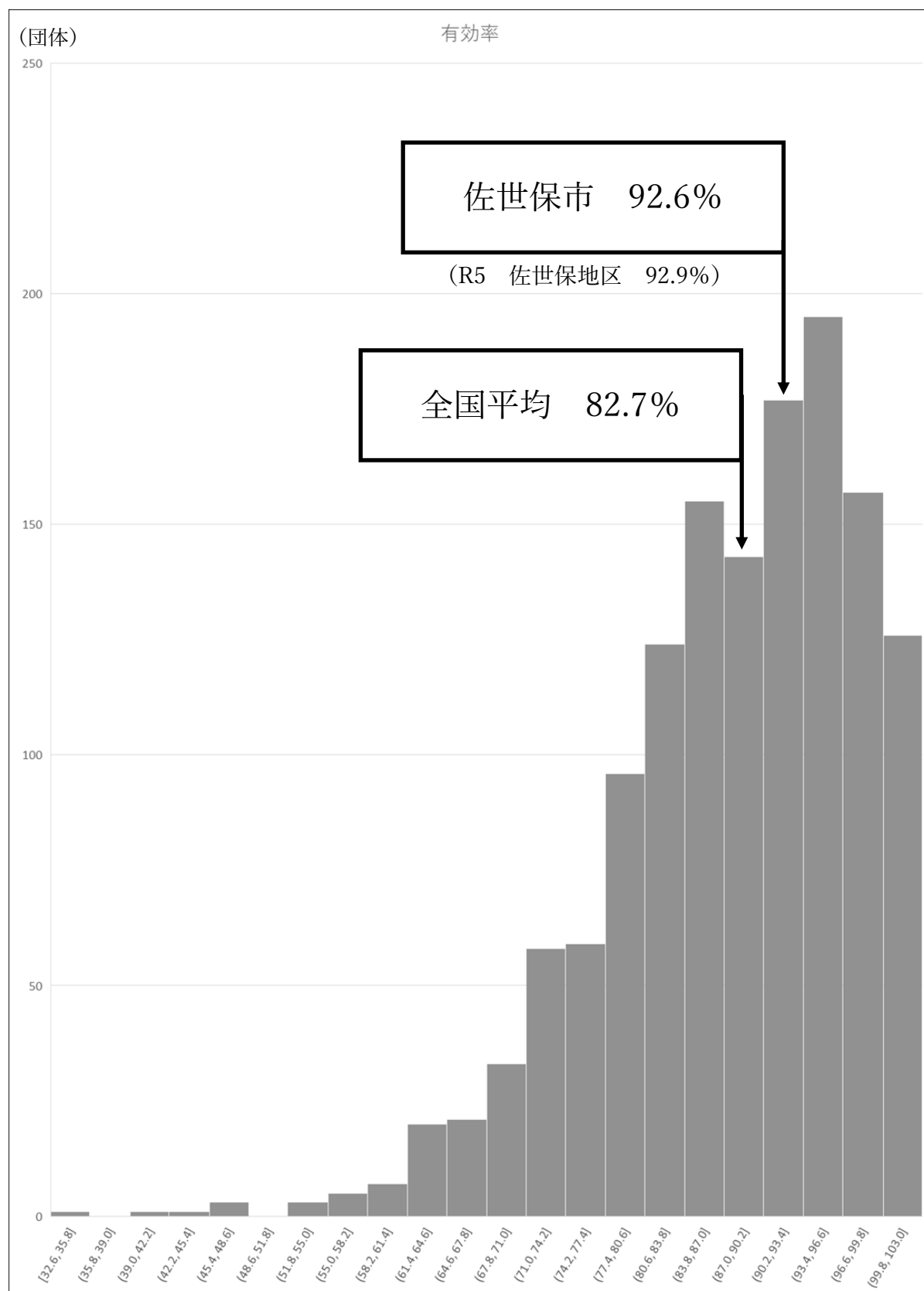


【R5年度】



有効率比較

令和4年度水道統計 1385 団体



料金以外の収入を得る取り組み

(単位：千円)

不用品売却収益		累計	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
(内 訳)	スクラップ売却 収益	31,012	3,058	6,083	4,186	3,877	3,856	5,012	270	1,491	1,610	1,569
	車両売却収益	1,185	0	448	0	0	0	0	231	0	506	0
	メーターケース 売却収益	24,337	0	0	0	0	0	0	4,687	6,819	5,679	7,152
小計		56,534	3,058	6,531	4,186	3,877	3,856	5,012	5,188	8,310	7,795	8,721
賃借料		累計	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
(内 訳)	システム・PC等 賃借料	12,919	1,396	1,395	1,373	1,287	142	1,500	1,629	1,630	1,608	959
	旧西部営業所 賃借料	5,119	0	0	0	0	0	0	988	1,251	949	1,931
	その他土地・建 物賃借料	40,265	3,414	3,512	4,627	3,623	4,153	3,826	4,240	3,982	4,265	4,623
	依町駐車場賃 借料	14,073	1,424	1,235	1,434	1,489	1,491	1,452	1,415	1,519	1,404	1,210
	職員駐車場等 賃借料	12,909	1,163	1,242	1,200	1,181	1,160	1,229	1,358	1,452	1,458	1,466
小計		85,285	7,397	7,384	8,634	7,580	6,946	8,007	9,630	9,834	9,684	10,189
その他		累計	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
(内 訳)	広告掲載料	598	0	0	0	0	0	0	0	0	299	299
	造林木販売に 係る収益	1,964	0	0	0	0	0	0	542	0	1,422	0
小計		2,562	0	0	0	0	0	0	542	0	1,721	299
固定資産売却		累計	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
(内 訳)	土地	138	4	0	8	0	0	0	111	0	15	0
	車両	1,719	208	0	107	112	121	61	291	55	532	232
小計		1,857	212	0	115	112	121	61	402	55	547	232
合計		累計	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
		146,238	10,667	13,915	12,935	11,569	10,923	13,080	15,762	18,199	19,747	19,441

経常収支比率、料金回収率

令和5年度地方公営企業決算状況調査 類団 65 団体

経常収支比率 類団平均 109.43%

料金回収率 類団平均 100.03%

	経常収支比率(%)	料金回収率(%)
函館市	104.70	103.11
釧路市	114.57	63.93
帯広市	114.01	84.49
苫小牧市	102.95	94.01
青森市	109.61	104.05
弘前市	109.05	93.91
盛岡市	132.97	130.92
秋田市	110.21	105.75
山形市	108.83	101.65
福島市	111.82	105.94
水戸市	110.86	103.18
日立市	114.14	111.95
つくば市	116.57	107.45
ひたちなか市	113.27	105.63
伊勢崎市	122.07	114.63
熊谷市	110.80	108.05
春日部市	103.87	99.46
上尾市	111.63	104.23
草加市	106.71	97.31
新座市	98.49	91.64
久喜市	116.14	104.81
佐倉市	104.15	95.47
流山市	122.22	120.55
八千代市	111.72	91.42
小田原市	105.27	96.05
秦野市	107.10	95.59
長岡市	113.00	105.81
上越市	119.54	117.25
福井市	113.86	103.12
甲府市	122.86	118.25
長野県	108.67	106.80
長野市	118.79	115.10
松本市	100.86	80.73

	経常収支比率(%)	料金回収率(%)
沼津市	102.41	95.57
富士市	113.41	107.74
磐田市	113.95	113.89
豊川市	113.93	98.25
刈谷市	101.68	81.50
安城市	111.69	106.99
西尾市	110.63	97.93
津市	112.94	106.14
松阪市	103.78	100.79
鈴鹿市	115.39	114.28
宇治市	97.67	83.46
岸和田市	101.38	96.01
茨木市	112.41	103.99
八尾市	107.23	101.30
寝屋川市	111.55	96.81
和泉市	105.67	98.73
伊丹市	106.63	89.94
加古川市	109.36	101.52
宝塚市	92.45	81.49
川西市	104.42	94.86
鳥取市	103.27	82.43
米子市	113.44	108.23
松江市	106.89	86.41
呉市	99.72	79.00
下関市	105.14	93.59
宇部市	107.82	87.61
山口市	102.75	97.63
徳島市	107.67	104.41
久留米市	107.31	106.22
佐賀市	110.37	101.94
佐世保市	106.06	101.73
都城市	102.53	99.25

水道料金算定要領 (資産維持費)

ロ 資産維持費

資産維持費は、水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

「2. (4) ロ 資産維持費」について

資産維持費は、給水サービス水準の維持向上及び施設実体維持のための原資として、事業内に内部留保し、再投資されるべき額であり、実体資本の維持及び使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、総括原価に含める額は次により計算された範囲内とし、その内容は施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要な所要額とする。

資産維持費＝対象資産×資産維持率

- (1) 対象資産は、償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。
- (2) 資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として3%を標準とし、各水道事業者の中長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等に照らし適正な水準となるよう決定するものとする。

水道料金制度に関する調査（アンケート）結果（概要版） 抜粋

日本水道協会 R6.7 実施

（問 2-9）問 2-6 で、資産維持費相当額を「算入している」と回答した事業体に伺います。
 資産維持率を設定していますか。
 設定している場合、現行料金における資産維持率は何％ですか。
 また、その率とした根拠を記入してください。

【資産維持率の設定】

資産維持率の設定	末端給水		用水供給		合計	
設定している	188	(66.7%)	17	(70.8%)	205	(67.0%)
設定していない	94	(33.3%)	7	(29.2%)	101	(33.0%)
	(n=282)		(n=24)		(n=306)	

規模別集計

資産維持率の設定	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
設定している	117	(64.6%)	45	(72.6%)	20	(66.7%)	6	(66.7%)
設定していない	64	(35.4%)	17	(27.4%)	10	(33.3%)	3	(33.3%)
	(n=181)		(n=62)		(n=30)		(n=9)	

【現行料金における資産維持率】

資産維持率(%)の設定	事業者数	
5%	2	(1.0%)
3%以上5%未満	4	(2.0%)
3%	41	(20.9%)
2%以上3%未満	18	(9.2%)
1%以上2%未満	66	(33.7%)
1%未満	65	(33.2%)

【その率とした根拠】

資産維持率(%)の設定	その率とした根拠	
5%	標準の3%に将来の更新需要の増大を考慮したため。	
2		
3%以上5%未満	料金算定期間中の建設改良費等の不足額分	2
4	レートベース方式に基づく	2
3%	水道料金算定要領	35
41	固定資産の大部分を占める配水管等の減価償却率とほぼ同程度であるため	
	施設更新状況を勘案している。	
	料金算定期間中の建設改良費の不足額分	
	自己資本利子として2%、危険料(リスク料)3%のうち、危険料相当	
	自己資本利子としての2%と災害リスクとしての1%	
2%以上3%未満	水道料金算定要領を参考	3
18	料金の激変緩和のため、算定要領で標準とされている3%より低く設定	2
	料金算定期間中の建設改良費の不足額分	2
	料金算定期間中の建設改良事業の実施や資金残高の確保に必要な収益等を勘案	2
	内部留保資金残高の目安を給水収益1年分とし、その水準が維持できる率	
	施設のダウンサイジングを行っていく予定であるため	
	政府引受企業債利率の直近5ヵ年平均	
	対象資産の更新状況、社会情勢、物価変動等を鑑みて設定	

資産維持率(%)の設定		その率とした根拠
1%以上2%未満		算定要額の3%だと改定率が大幅に上がり、現実的ではないため 11
	66	料金算定期間中の建設改良費の不足額分 6
		財政計画における建設改良費の必要額との勘案 5
		水道料金算定要額を参考 5
		市民の負担を極力抑えることを目的に調整した 5
		平均的な自己資本構成比率×繰入率 5
		内部留保資金の最低限度額を確保するように設定 4
		平均的な自己資本構成比率×借入利率 4
		企業債残高とのバランスを考慮した 3
		償却資産額×標準3%×平均的な自己資本構成比率50% 3
		自己資本構成比率の目標値(類団平均)を達成するための所要額から逆算 3
1%未満		算定要額の3%だと改定率が大幅に上がり、現実的ではないため 14
	65	料金算定期間中の建設改良費の不足額分 9
		水道料金算定要額を参考 6
		内部留保資金の最低限度額を確保するように設定 4
		平均的な自己資本構成比率×借入利率 4
		平均的な自己資本構成比率×繰入率 3
		建設物価の上昇率から設定 3
		財政計画における建設改良費の必要額との勘案 2
		市民の負担を極力抑えることを目的に調整した 2
		アセットマネジメントでの更新需要の検討結果に基づく 2
		自己資本構成比率を達成するための所要額から算出した率 2
		企業債残高とのバランスを考慮した 2
		未償却残高に過去の企業債借入に係る利率の平均等を勘案し算出 2
		企業債借入利率の平均値より設定 2
		市町合併後の料金統一を最優先に考えた 2

水道料金算定要領 (料金算定期間)

(2) 料金算定期間

料金算定期間は、算定時からおおむね3年から5年を基準とし、期間ごとの適切な時期に見直しを行わなければならない。

「2. (2) 料金算定期間」について

水道料金は、使用者の日常生活に密着しているので、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましい。また、長期的な視点に基づき、経営効率化や施設計画を計画的に実施し、料金の低廉化に努めるべきである。

しかし、あまりにも長期の算定期間をとることは、経済の推移、需要の動向等、不確定な要素を多く含むこととなるばかりでなく、期間的な負担の公平を無視することとなるので適当とはいえない。

料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮し、算定時からおおむね3年から5年を基準に設定しなければならない。

また、一定の算定期間をとって料金を定め又は改定したのち、予想できなかった事業計画の変更や物価の変動等、財政に大きな影響を及ぼす事情が生じた場合には、財政の健全化及び料金負担の公平化の見地から料金算定期間中であっても、適時適切な料金改定が必要である。

渇水対策の経過（昭和 50 年度以降）※自主節水対策以上の渇水対策を講じたもの

No.	年月日	渇水対策の内容	No.	年月日	渇水対策の内容
1	昭和53年 6月1日	24時間断水を実施	15	平成15年 10月22日	渇水対策会議
	6月7日	43時間断水を実施		11月10日	警戒体制解除（11/2 25mm、11/5 61mm、11/10 22mmの降雨）
	6月11日	給水制限解除	16	平成16年 8月16日	渇水対策検討（梅雨明け後の降雨、23mm）
2	昭和57年 7月2日	7/12から24時間の給水制限を予定		8月30日	警戒解除（8/17～8/30に計239mmの降雨）
	7月11日	給水制限予定中止(201mmの降雨)	17	平成17年 6月20日	渇水対策会議
3	昭和59年 3月19日	4/20から給水制限を予定		6月21日	水道局、佐世保市ホームページで節水のお願いを公開
	4月5日	給水制限予定中止(65mmの降雨)		6月22日	広報 P R
4	昭和60年 2月8日	3/4から給水制限を予定		6月27日	渇水対策本部設置
	2月19日	給水制限予定中止(91mmの降雨)		7月2日	第一次（減圧）給水制限 実施
5	昭和60年 8月26日	節水PR		7月9日	第一次（減圧）給水制限 解除
	9月2日	警戒体制解除（115mmの降雨）		7月12日	渇水対策本部 解散
6	昭和61年 9月16日	10/11から給水制限を予定	18	平成19年 11月15日	水道局渇水対策本部設置 減圧給水制限（11月23日～）時間給水制限（12月15日～）の決定
	9月19日	給水制限予定中止(142mmの降雨)		11月20日	減圧給水制限のチラシ配布
7	昭和63年 2月22日	節水PR		11月23日	減圧給水制限の開始
	3月14日	警戒体制解除（68mmの降雨）		11月27日	佐世保市渇水対策本部の設置（第1回会議）
8	平成元年 1月10日	1/23から24時間断水の給水制限を予定		12月8日	佐世保市渇水対策本部の設置（第2回会議）
	1月21日	給水制限予定中止(142mmの降雨)		平成20年 3月26日	一部（小佐々地区）を除き給水制限の解除
9	平成 5 年 2月16日	節水PR		4月30日	給水制限解除
	3月25日	警戒体制解除（186mmの降雨）	19	平成24年 2月3日	水道局渇水対策準備会議実施
10	平成 6 年 8月1日	14時間断水を実施		2月7日	水道局渇水対策会議設置（節水広報等の開始）
	8月7日	18時間断水を実施		2月10日	水道局渇水対策本部設置
	8月24日	43時間断水を実施		3月6日	水道局渇水対策本部解散
	8月26日	20時間断水に緩和		平成25年 7月29日	水道局渇水対策会議設置
	9月15日	18時間断水に緩和	21	平成30年 8月6日	水道局渇水対策準備会議実施
	平成 7 年 3月6日	減圧給水方式に緩和		8月20日	水道局渇水対策会議設置
11	平成 7 年 12月20日	節水PR		8月23日	水道局渇水対策本部設置（節水広報等の開始）
	平成 8 年 4月20日	警戒体制解除		10月2日	一部（小佐々地区）を除き警戒終了
12	平成 9 年 11月7日	節水PR		令和元年 5月16日	水道局渇水対策本部解散
	11月22日	警戒体制解除	22	令和 4 年 11月18日	水道局渇水対策準備会議実施
13	平成10年 9月10日	節水PR		令和 5 年 1月4日	水道局渇水対策会議設置（節水広報等の開始）
	10月19日	警戒体制解除		3月3日	水道局渇水対策本部解散
14	平成11年 1月5日	渇水対策会議			
	1月7日	節水PR			
	1月11日	渇水対策本部設置			
	3月26日	節水PR解除（3/14 25mm、3/18 25mm、3/25 11mmの降雨）			
	4月5日	渇水対策本部解散（4/1 28mmの降雨）			

<給水制限の実施に至った渇水>

昭和 53 年度 最大 43 時間断水・制限日数 11 日間

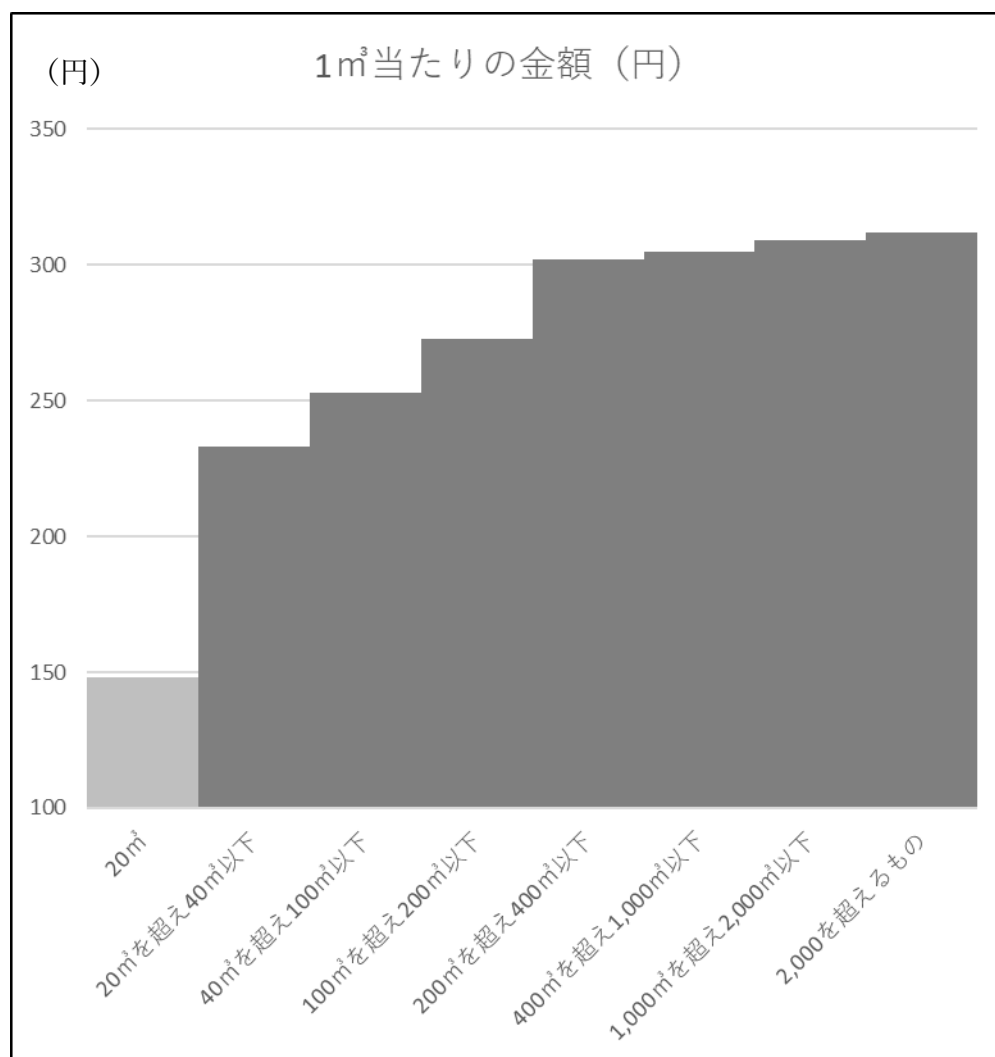
平成 6～7 年度 最大 43 時間断水・制限日数 264 日間

平成 17 年度 減圧給水制限・制限日数 8 日間

平成 19 年度 減圧給水制限・制限日数 160 日間

料金単価

		1m ³ 当たりの金額 (円)
基本料金	20m ³	148
超過料金	20m ³ を超え40m ³ 以下	233
	40m ³ を超え100m ³ 以下	253
	100m ³ を超え200m ³ 以下	273
	200m ³ を超え400m ³ 以下	302
	400m ³ を超え1,000m ³ 以下	305
	1,000m ³ を超え2,000m ³ 以下	309
	2,000を超えるもの	312



財政シミュレーション（28%一律改定とした場合の向こう5年間）

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 支	営業収益	6,667,368	6,642,475	6,614,802	6,589,227	6,515,776
	料金収入	6,557,564	6,532,671	6,504,998	6,479,423	6,405,972
	営業外収益	783,719	765,132	780,381	833,916	894,117
	特別利益	12,244	10,423	10,222	7,231	13,548
	収益的収入(計)	7,463,331	7,418,030	7,405,405	7,430,374	7,423,441
	営業費用	5,931,899	6,086,490	6,319,955	6,670,715	7,065,922
	営業外費用	638,739	688,843	753,495	805,351	934,417
	特別損失	3,027	3,027	3,027	3,027	3,027
	収益的支出(計)	6,573,665	6,778,360	7,076,477	7,479,093	8,003,366
	当年度純損益	889,666	639,670	328,928	-48,719	-579,925
供給単価(円)		275.41	275.60	275.74	275.69	275.70
給水原価(円)		253.04	262.09	275.92	291.79	317.44
資 本 的 収 支	資本的収入(計)	7,490,400	5,588,934	5,524,707	6,598,190	6,969,865
	建設改良費	8,126,494	6,745,655	6,694,127	8,231,462	9,260,891
	企業債償還金	1,579,964	1,519,871	1,525,682	1,549,722	1,586,851
	資本的支出(計)	9,706,458	8,265,526	8,219,809	9,781,184	10,847,742
資本的収支不足額		2,216,058	2,676,592	2,695,102	3,182,994	3,877,877
自己資金		3,229,806	3,335,236	3,284,340	2,690,952	1,110,098

料金改定状況

※各団体のホームページ等で公表されている資料等で確認できた範囲でお示ししたものです。

※資料中で検討の予定等が明記されている団体を、下表に「検討中」「検討予定」としているものです。

(個別に検討状況等について各団体に確認を行ったものではありません)

	自治体	料金改定の状況	備考	確認資料
1	夕張市	(不明)		
2	栗山町	(不明)		
3	新上五島町	検討中	○令和2年9月に料金改定を行い、R7年に次の改定を行う方針。	令和4年度新上五島町水道事業経営審議会 会議録
4	栗原市	改定決定	○令和6年4月に15.7%改定を実施	宮城県 ホームページ
5	珠洲市	検討予定	○5年毎に経営戦略の見直しを行う方針(H29年策定資料)	珠洲市水道事業経営戦略
6	小坂町	(不明)		
7	士別市	改定決定	○令和6年4月に料金改定の実施(改定率未公表)	士別市水道事業経営戦略
8	美唄市	(不明)		
9	鋸南町	(不明)		
10	天草市	検討中	○平均26.11%の引き上げの必要性を認める答申	天草市上下水道事業運営審議会 答申
11	有田町	改定決定	○令和6年4月に15%改定を実施	令和元年度上水道事業経営戦略 第5章
12	南魚沼市	体系見直し	○令和5年9月に料金体系変更 ○定期的に料金改定について検討する方針	水道事業経営戦略(資産管理編)概要
13	鷹栖町	(不明)		
14	御宿町	(不明)		
15	平戸市	検討予定	○適切な時期に料金改定を検討する(R2年策定資料)	平戸水道ビジョン(経営戦略)令和2年
16	香取市	検討予定	○今後、適切な時期に料金改定を検討する(H29策定資料)	上水道事業 経営戦略
17	北見市	検討中	○令和7年2月に料金改定の検討を諮問	北見市上下水道審議会 諮問書
18	稚内市	検討予定	○令和3年度以降に料金改定の必要性について検討する(H28策定資料)	水道事業ビジョン
19	洋野町	(不明)		
20	伊万里市	(不明)	○経営状況の見直しによつては、基本料金及び超過料金の見直しを検討する。(R5策定資料)	伊万里市水道事業経営戦略(令和5年度～令和14年度)
21	志摩市	(不明)		志摩市水道事業経営戦略
22	喜多方市	改定決定	○令和7年4月に21.6%改定を実施	水道料金・下水道使用料の改定
23	佐世保市	検討中		
24	由利本荘市	検討中	○令和5年度より3年間で30%程度の料金改定を検討する(R1策定資料)	水道事業経営戦略及び投資・財政計画
25	橋本市	(不明)		
26	飯田市	改定決定	○令和6年1月に18%改定を実施 ○3年毎に料金適正化を検討する方針	飯田市水道事業経営戦略
27	伊賀市	(不明)		
28	松川町	(不明)		
29	五條市	統一料金化	○令和7年4月から広域企業団統一料金に変更(同市の改定率未公表)	五條市 ホームページ
30	三好市	検討中	○33.3%～87.5%の改定率が提示されている	三好市水道事業等経営審議会 答申書
31	井川町	(不明)		
32	下仁田町	(不明)		
33	今治市	改定決定&検討中	○令和5年8月に料金改定(家庭用9%ほか)を実施 ○現在、次の料金改定を検討中	令和6年度第2回今治市水道事業経営審議会
34	久米島町	(R12年度まで予定なし)	○令和12年度までは予定していないが、収支動向に応じて料金水準を検討する。	久米島町 水道事業 経営戦略
35	甲州市	改定決定	○令和7年7月に料金改定(改定率未公表)を決定	甲州市水道ビジョン及び経営戦略中間見直し版 令和7年7月1日から水道料金が改定
36	伊仙町	改定決定	○令和6年10月に料金改定(改定率未公表)を実施	伊仙町水道経営戦略
37	柏崎市	改定決定	○令和6年7月に27.47%改定を実施	
38	東神楽町	検討予定	○令和7年に以降に検討する。	経営戦略 東神楽町水道事業経営戦略 概要版
39	宜野座村	(不明)	○状況に応じて検討する	宜野座村水道事業経営戦略